

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十八号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「並びに雇用労働局長」を、「雇用労働局長、都市政策・公園局長、まちづくり局長並びに埼玉版FEMA推進幹」に改める。

第九条第一項中「企画幹」を削り、「デジタル政策幹」の下に「県庁舎再整備政策幹」を加え、「地域エネルギー企画幹、ねんりんピック推進幹」を「防災DX政策幹」に改め、「企画幹及び地域エネルギー企画幹にあつては部長、副室長にあつては」を「副室長にあつては、」に改める。

第十二条第三項第一号中「並びに雇用労働局長」を、「雇用労働局長、都市政策・公園局長、まちづくり局長並びに埼玉版FEMA推進幹」に改める。

別表第二第十二号知事決裁事項の欄に次のように加える。

19 法第二百五十二条の二十六の六第一項の規定に基づき、生命等の保護の措置について他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（都道府県知事並びに都道府県の委員会及び委員に限る。）に対し、応援を求めること。

20 法第二百五十二条の二十六の七第二項の規定に基づき、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員に対し、応援について指示すること。

21 法第二百五十二条の二十六の八第一項の規定に基づき、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係るのある事務を担当する各大臣に対し、他の都道府県知事又は他の都道府県の委員会若しくは委員に応援することを求めるよう求めること。

22 法第二百五十二条の二十六の八第六項の規定に基づき、市町村長等に対し、応援について指示すること。

別表第二第十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄に次のように加える。

19 法第二百五十二条の二十六の三第一項の規定に基づき、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは生命等の保護の措置を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の

措置について適切と認める普通地方公共団体に対する関与を行うため、普通地方公共団体に対し、資料の提出を求めること。

20 法第二百五十二条の二十六の三第二項の規定に基づき、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは生命等の保護の措置を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措置について適切と認める技術的な助言その他の普通地方公共団体に対する関与若しくは情報の提供を行うため、普通地方公共団体に対し、意見の提出を求めること。

21 法第二百五十二条の二十六の六第一項の規定に基づき、生命等の保護の措置について他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（都道府県知事並びに都道府県の委員会及び委員を除く。）に対し、応援を求めること。

22 法第二百五十二条の二十六の七第一項の規定に基づき、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員に対し、応援することを求めること。

23 法第二百五十二条の二十六の八第五項の規定に基づき、市町村長等に対し、事態発生市町村の長等を応援することを求めること。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄に次のように加える。

22 知事室長、部長、会計管理者、副部長等及び知事室長等所属職員の在宅勤務に関すること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号知事決裁事項の欄中32を34とし、10から31までを12から33までとし、同欄9中「10から32まで」を「12から34まで」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄8中「転任（）」の下に「併任、併任の解任、兼職及び兼職の解任並びに」を加え、「以下この項において同じ。」を削り、同欄8を同欄10とし、同欄7を同欄9とし、同欄6中「あつせん」を「のあつせん」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄中2から5までを4から7までとし、1の次に次のように加える。

2 自治法第二百五十二条の二十六の九第一項の規定に基づき、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員のパ遣のあつせんを求めること。

3 自治法第二百五十二条の二十六の九第二項において準用する自治法第二百五十二条の十七第三項の規定に基づき、委員会又は委員から職員の派遣のあつせんの求めについて協議を受けること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄12中「副課長」を「課所長以上の職員の転任（併任、併任の解任、兼職及び兼職の解任に限る。）並びに副課長」に改め、同項第三号知事決裁事項の欄12中「第三十六条」を「第三十五条」

に改め、同表学事課の項第二号知事決裁事項の欄中「第六十二条」を「第三百三十五条」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第十七条」を「第十五条」に改め、同欄2中「第二十六条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同欄3中「第三十一条第一項（第六十四条第五項）」を「第二十四条第一項（第五十二条第六項）」に改め、同欄4中「第三十二条第一項（第六十四条第五項）」を「第二十五条第一項（第五十二条第六項）」に改め、同欄5中「第五十条第二項（第六十四条第五項）」を「第九条第三項（第五百五十二条第六項）」に改め、「又は認定」を削り、同欄6中「第九十二条第二項（第六十四条第五項）」を「第二百一十六条第三項（第五百五十二条第六項）」に改め、同欄7中「第六十一条」を「第三百三十四条第一項（第五百五十二条第六項）」において準用する場合を含む。）」に改め、その次に次のように加える。

8 法第五百五十二条第七項の規定に基づき、組織変更を認可すること。

別表第四総務部の表学事課の項第三号部長専決事項の欄2中「収用定員」を「収容定員」に改め、同欄4中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同欄5中「第四条第三項」を「第十四条第二項」に、「監査事項を指定する」を「監査方法を定める」に改める。

別表第四環境部の表環境政策課の項第十三号を削り、同表温暖化対策課の項第一号部長専決事項の欄2中「第二十一条第十三項（同条第十四項）」を「第二十一条第十四項（同条第十五項）」に改め、同欄3中「第二十一条第十五項」を「第二十一条第十六項」に改める。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第一号部長専決事項の欄1及び3中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同欄6中「第二十一条の五の二十七第三項」を「第二十一条の五の二十八第三項」に改め、同欄9中「10及び11」を「10から12まで」に改め、同欄12中「同条第一項に規定する施設について、」を「児童福祉施設の」に改め、同表福祉監査課の項第二号部長専決事項の欄1及び3中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同欄7中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同欄8中「第二十一条の五の二十七第二項」を「第二十一条の五の二十八第二項」に改め、同表子ども支援課の項第四号事務の種類欄中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改め、同号知事決裁事項の欄中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号部長専決事項の欄中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改める。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第一号部長専決事項の欄15及び16を削り、同項第二号部長専決事項の欄10中「社会保険診療報酬支払基金法」の下に「（昭和二十三年法律第二百二十九号）」を加える。

別表第四産業労働部の表商業・サービス産業支援課の項第五号事務の種類の欄中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同欄2中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄3中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同欄4中「第七条第二項」を「第九条第二項」に改め、同欄5中「第二十六条」を「第二十九条」に改め、同表金融課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

<p>四 埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和六年埼玉県条例第五十三号）の施行に関する事務</p>	<p>埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第三條第二項の規定に基づき、回収納付金を受け取る権利の放棄について決定すること。</p>
--	---

別表第四産業労働部の表雇用労働課の項機関名の欄中「雇用労働課」を「雇用人材戦略課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同項に次の二号を加える。

<p>六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の施行に関する事務</p>		<p>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第四条第四項の規定に基づき、男女雇用機会均等対策基本方針に関して厚生労働大臣に意見を述べること。</p>
<p>七 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）の施行に</p>		<p>1 法第九十四条の十九第一項又は第二項の規定に基づき、特定労働者協同組合の認定を取り消すこと。 2 法第二百二十七条第一項の規定に基づき、労働者協同組合（次の3及び4において「組合」という。）</p>

<p>関する事務</p>		<p>に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>3 法第二百二十七条第二項の規定に基づき、組合に対し、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずること。</p> <p>4 法第二百二十七条第三項の規定に基づき、組合に対し、解散を命ずること。</p>
--------------	--	---

別表第四産業労働部の表中多様な働き方推進課の項を削り、同表雇用・人材戦略課の項の次に次のように加える。

<p>課 一 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>			<p>1 法第二十七条第一項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを指定すること。</p> <p>2 法第三十一条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>3 法第三十二条第一項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの指定を取り消すこと。</p>
<p>二 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関する事務</p>			<p>青少年の雇用の促進等に関する法律第八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、青少年雇用対策方針について厚生労働大臣に意見を述べること。</p>

別表第四農林部の表農業政策課の項第二号部長専決事項の欄8中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同欄9中「第十五条の四第二項」を「第十六条第二項」に改め、同項第三号部長専決事項の欄2中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第五十一条第三項の規定に基づき、四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地に係る原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が当該命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第十一号部長専決事項の欄中「第十七条の五十六第四項」を「第十七条の六十四第四項」に改める。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第十一号知事決裁事項の欄中「設定し、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知し、及び一般に周知させるため必要な措置を講ずる」を「設定する」に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

法第二十七条第一項の規定に基づき、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知し、及び一般に周知させるため必要な措置を講ずること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第十二号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第三十八条第八項の規定に基づき、標識の設置に伴う損失の補償についての協議が成立しないときに、収用委員会に裁決を申請すること。
- 2 法第四十五条第二項において準用する法第三十八条第八項の規定に基づき、標識の設置に伴う損失の補償についての協議が成立しないときに、収用委員会に裁決を申請すること。
- 3 法第五十四条第六項の規定に基づき、標識の設置に伴う損失の補償についての協議が成立しないときに、収用委員会に裁決を申請すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄4中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改め、同欄12中「第十八条第二十五項」を「第十八条第四十一項」に改め、同項第十四号部長専決事項の欄1中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄2中「第六十七条の二第五項」を「第六十条第五項」に改め、同表住宅課の項第七号部長専決事項の欄8中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同欄9中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に、「事業の認可」を「事業認可」に改め、同項第十二号部長専決事項の欄1中「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同欄2中「第五条第八項（同条第十項）」を「第五条第九項（同条第十一項）」に改め、同欄3中「第五条第九項（同条第十項）」を「第五条第十項（同条第十一項）」に改め、「及び」の下に「厚生労働大臣並びに」を加え、同欄中10及び11を削り、同欄9中「第四十三条第一項」を「第六十三条第一項」

に改め、同欄9を同欄11とし、同欄8の次に次のように加える。

9 法第五十五条の規定に基づき、認定事業者に対し、改善に必要な措置を命ずること。

10 法第五十六条第一項又は第二項の規定に基づき、居住安定援助計画の認定を取り消すこと。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十二号部長専決事項の欄13中「第五十条第一項」を「第七十条第一項又は第二項」に改め、同欄13を同欄16とし、同欄12中「第四十八条」を「第六十八条」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄11の次に次のように加える。

12 法第六十四条第一項の規定に基づき、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を認可すること。

13 法第六十四条第三項の規定に基づき、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程の変更を認可すること。

14 法第六十四条第四項の規定に基づき、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更すべきことを命ずること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十二号部長専決事項の欄に次のように加える。

17 法第七十一条第二項の規定に基づき、県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更をするか否かについて、支援法人に通知すること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四環境部の表環境政策課の項第十三号を削る改正規定及び同表県土整備部の表河川砂防課の項第十二号部長専決事項の欄の改正規定（1に係る部分に限る。） 令和七年七月一日

二 別表第四都市整備部の表住宅課の項の改正規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日